

別紙

ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要領

1. 目的

ニュージーランドに輸入される二枚貝（ホタテガイの貝柱のみの場合を除く。）については、輸出国の管轄当局が発行した衛生証明書の添付が求められている。本要領は、ニュージーランド向け輸出二枚貝について、関係事業者が遵守すべき必要な衛生要件及び衛生証明書発行の手続等を定めるものである。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「ニュージーランド向け輸出二枚貝」とは、日本からニュージーランドに輸出する海産及び淡水産の二枚貝並びにこれらの加工品（生鮮及び殻付きのものを除く。）をいう。
- (2) 「対EU取扱要領」とは、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知）の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」をいう。
- (3) 「水産庁要領」とは、「「水産庁による対EU輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領」の制定について」（平成26年9月11日付け26水漁第817号水産庁長官通知）の別紙「水産庁による対EU輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領」をいう。
- (4) 「登録施設等」とは、対EU取扱要領に基づき登録された産地市場、消費地市場、養殖場等、冷凍船及び生産漁船をいう。
- (5) 「認定施設」とは、対EU取扱要領又は水産庁要領に基づき認定された加工船及び処理、加工、製造又は保管を行う陸上の施設をいう。
- (6) 「衛生当局」とは、厚生労働省、地方厚生局、都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主務部局をいう。
- (7) 「水産当局」とは、水産庁、農林水産省消費・安全局（養殖場等に関する場合に限る。以下同じ。）及び都道府県における水産主務部局をいう。
- (8) 「製造者」とは、食品事業者が管理する施設等において水産食品の処理、加工、製造等（船上における場合を含む。）を行おうとする者をいう。

- (9) 「食品事業者」とは、自らが管理する食品事業において、本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人をいう。
- (10) 「食品事業」とは、ニュージーランド向け輸出二枚貝の生産、加工、流通等に関連する事業をいう。
- (11) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長をいう。
- (12) 「指名食品衛生監視員」とは、対EU取扱要領に基づき指名された指名食品衛生監視員をいう。
- (13) 「水産庁職員等」とは、水産庁職員又は水産庁要領別添2に基づく講習会を受講した者のうち、水産庁が指名した者をいう。

3. 衛生証明書の発行要件

衛生証明書の発行要件は、以下のすべてを満たしていることとする。

- ア 対EU取扱要領に基づく登録施設等で取り扱われたものであること。
- イ 対EU取扱要領又は水産庁要領に基づく認定施設で処理、加工、製造又は保管をされたものであること。
- ウ 次のいずれかを満たしていること。
 - ① 対EU取扱要領の「10. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物医薬品等の取扱い」及び「11. ホタテガイ等二枚貝の取扱い」に基づく衛生要件等を満たしたものであること。
 - ② 水産庁要領の「6. 養殖魚を使用した水産食品等の残留動物医薬品等の取扱い」及び「7. ホタテガイ等二枚貝の取扱い」に基づく衛生要件等を満たしたものであること。

4. 本要領の所掌

認定施設に関する事務は衛生当局及び水産庁が、産地市場及び消費地市場に関する事務は衛生当局が、登録施設等（産地市場及び消費地市場を除く。）に関する事務は水産当局が、それぞれ行うものとする。

なお、衛生証明書の発行、対EU取扱要領の10. 及び11. 並びに水産庁要領の6. 及び7. に係る事務は、衛生当局と水産当局が協力して行うものとする。また、必要に応じて、衛生当局と水産当局は協力するものとする。

5. 衛生証明書の発行手続

(1) 衛生証明書の発行申請

製造者は、輸出の都度、別紙様式1に必要書類を添付して、認定施設を認定した都道府県知事等又は水産庁宛あて申請を行うものとする。なお、

製造者が都道府県知事等に対して電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。

（２）衛生証明書の発行要件の審査

申請を受理した都道府県知事等は、指名食品衛生監視員に審査させるものとする。また、申請を受理した水産庁は、審査を行うものとする。

（３）衛生証明書の発行

ア 都道府県知事等又は水産庁は、（２）の審査の結果、３．の発行要件に適合すると認められるときは、指名食品衛生監視員又は水産庁職員等に荷口と申請内容を確認させた上で、所定の用紙を用いて、別紙様式２により衛生証明書を発行するものとする。

また、衛生証明書の印章は保健所長等の公印又は水産庁印を用い、署名者は荷口を確認した指名食品衛生監視員又は水産庁職員とするものとする。

ただし、直近３回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない製造者については、指名食品衛生監視員又は水産庁職員等による荷口の確認を月１回まで減ずることができる。

イ 都道府県知事等又は水産庁は、衛生証明書の原本及びその写しを一部ずつ申請者に発行するとともに、これとは別に原本の写し一部を保管するものとする。

ウ 製造者は、衛生証明書の原本を付して二枚貝（ホタテガイの貝柱のみの場合を除く。）を輸出するものとする。

６．地方厚生局への報告等

都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局の長は、毎年、１月１日から１２月３１日までの衛生証明書の発行件数等について、当該施設がある地域を所管する地方厚生局健康福祉部食品衛生課長に、別紙様式３にて翌年１月１０日までに報告するものとする。また、地方厚生局健康福祉部食品衛生課は、当該報告を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課輸出水産食品担当宛てに報告すること。

７．留意事項

ホタテガイの貝柱のみ及びその加工品をニュージーランドへ輸出する場合にあっては、衛生証明書の添付は求められていないため、本要領に基づく衛生証明書の添付は必要としない。

(別添)

電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続

1. 衛生証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

製造者は、別紙様式4に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局（以下「衛生証明書発行機関」という。）宛てに提出すること。

- ① 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 一つの食品輸出計画書に、同一の衛生証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合 には、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

製造者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

2. 衛生証明書の発行申請手続

製造者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を衛生証明書発行機関宛てに提出すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1.

(1) の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。